

第75回 価格調査評価監視委員会 開催結果報告

このほど第75回価格調査評価監視委員会が開催されましたので、議事概要について報告いたします。本委員会は、当会における調査基準、調査実施状況、調査結果等の妥当性、透明性について外部有識者が評価、監視するものです。

[議事概要]

開催日時	2024年4月18日（13時57分～16時03分）
開催場所	一般財団法人 経済調査会 会議室
出席委員	齊藤浩司, 榊原渉, 塩田克彦, 關豊, 寺沢剛（委員長）, 渡部正（五十音順）
議 題	1. 前回委員会議事録（案）の承認 2. 事例審議 (1) 自主調査：H形鋼（東京②,③,③小口） (2) 受託調査：逆L型擁壁（静岡県）

[議事要旨]

議 題 ・ 質 問	説 明 ・ 答 弁
1. 前回（第74回）委員会議事録（案）の承認	○事前に配付した議事録（案）について確認、承認された。
2. 事例審議 (1) 自主調査「積算資料」4月号より、「H形鋼」（東京②,③,③小口）について審議。	○（説明）「H形鋼」（東京②,③,③小口）の概要を説明した後、調査総括表、調査情報票等に従って調査プロセス、調査結果等を説明。
○メーカーから聞き取った価格は決定価格との乖離が大きい、どのような価格と捉えればよいか。	○メーカーは店売り契約に直接関わらないため、実勢価格と言い難い面がある。資料作成においては今後留意したい。
○メーカーや商社はサイズ間エクストラ表をそれぞれ持っているのか。	○持っている。
○調査においてはメーカーと商社のエクストラ表を比較しているか。	○比較と価格の確認を行っている。
○エクストラ価格はサイズによって様々だが、どのように設定されているのか。	○主に単位質量（kg/m）やメーカーの製造状況に基づいて設定されているものと捉えている。
○調査協力を得られていない業者については、引き続き協力を要請してほしい。	○そのように努めたい。
○調査母集団の定義がわかりづらい。	○調査母集団は、調査対象品目について、調査条件（調査対象地区、流通段階等）の下で取り扱う可能性が想定される業者を基にしている。

議 題 ・ 質 問	説 明 ・ 答 弁
<p>○最頻値で価格決定しているが、データ数が少なく価格のばらつきが小さい場合などは平均値のほうが適切ではないか。</p> <p>○高炉品と電炉品のどちらを調査対象としているのか。</p> <p>○資料には、最頻値となった業者数だけでなく、それらが市場で占めるシェアも併せて記載するとわかりやすい。</p> <p>○取引において50銭等の端数は生じないのか。</p>	<p>○当会では取引の実例価格を把握することを基本としているため、原則として最頻値で決定している。</p> <p>○どちらも対象としているが、店売り契約においては主に電炉品が流通しているものと捉えている。</p> <p>○今後の資料作成において参考にした。</p> <p>○1円単位での取引が主だが、鋼材の種類や地区によっては端数が生じる場合もある。</p>
<p>(2) 受託調査「逆L型擁壁」(静岡県)について審議。</p> <p>○(同一業者の)標準価格と実勢価格の差が逆L型擁壁とL型擁壁で異なっている理由は。</p> <p>○過去何カ月間の取引価格を調査対象としたのか。</p> <p>○その期間における調査対象業者の取引回数を把握しているか。</p> <p>○(ひとつの)調査対象業者から聞き取った取引価格に高値、安値等の幅が見られなかった理由は。</p> <p>○逆L型擁壁 H1100mm とL型擁壁 H1000mm の価格を比較しているが、同一サイズであるL型擁壁 H1100mm と比較した方がわかりやすい。</p> <p>○L型擁壁 H1100mm の実勢価格はどのようにして把握すればよいのか。</p> <p>○逆L型擁壁の数量条件8個は少ないように感じるが、過去にもこのような数量で調査を行っているのか。</p> <p>○『積算資料』のL型擁壁の取引数量は100t程度となっており数量の差が大きい。</p> <p>.....</p> <p>次回委員会の確認</p>	<p>(説明)「逆L型擁壁」(静岡県)の特徴と受託業務の概要を説明した後、調査方法、回収データの状況、調査プロセス、調査結果等を説明。</p> <p>○主に取引回数と需要量・販売量の違いにより生じているものと捉えている。</p> <p>○過去1カ月間程度。</p> <p>○具体的な取引回数は把握していない。</p> <p>○取引機会が少ない中で、結果的に同一価格で取引がされたものと捉えている。</p> <p>○今回は『積算資料』のL型擁壁にH1100mmの掲載がないため、近いサイズのH1000mmと比較した。</p> <p>○特別調査での対応となる。</p> <p>○類似の数量条件で複数回の調査を行っている。</p> <p>○逆L型擁壁と異なり『積算資料』のL型擁壁は汎用品であることを踏まえた目安としての数量条件という位置づけである。</p> <p>.....</p> <p>7月25日頃を予定</p>

価格調査評価監視委員会規約

(目的)

第1条 一般財団法人経済調査会が実施する資材価格及び工事費（以下「資材価格等」という。）の調査について、その妥当性・透明性を高め、調査の信頼性を向上させることを目的として、第三者による価格調査評価監視委員会（以下「委員会」という。）を設置するものとする。

(委員会の事務)

第2条 委員会は、代表理事の委嘱に基づき、次の事務を行う。

- 一 次の事項について、審議すること。
 - イ 資材価格等の調査基準
 - ロ 調査基準に基づく調査実施状況
 - ハ 資材価格等の調査結果
- 二 前号において、審議の対象とする資材価格等は、定期刊行物掲載価格に係る調査及び受託調査のうちから委員会が選定する。
- 三 その他資材価格等の調査に関して必要と認められる事項について審議すること。

(委員会の委員及び任期)

第3条 委員は、公正中立の立場で審議を適切に行うことのできる学識経験等を有する者のうちから、代表理事が委嘱する。

- 2 委員会は、委員8人以内で組織する。
- 3 委員の任期は、2年とする。ただし再任を妨げない。また委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、非常勤とする。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、委員の互選により選任する。

- 2 委員長は、委員会を代表する。
- 3 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(委員会の開催)

第5条 委員会は、委員長が招集し、原則として年に3回開催する。

(審議結果の報告)

第6条 委員会は、第2条により審議の対象となった事項に関し、改善すべき事項があると認めたときは、代表理事に対し報告する。

- 2 前項の報告及びそれにもとづく改善措置は、その内容を公表する。
- 3 委員会の審議結果は、委員会開催後、国土交通省に報告するものとする。

(委員会の意見等の聴取)

第7条 委員会は、第2条の事務を行うにあたり、必要に応じて委員以外の者から意見等を聴取することができる。

(秘密を守る義務)

第8条 委員は、第2条の事務を処理する上で知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

(事務局)

第9条 委員会の事務局は、一般財団法人経済調査会価格調査評価監視委員会事務局に置く。

附則

この規約は、平成15年10月29日から施行する。

この規約は、平成24年7月27日から改定施行する。

この規約は、平成28年4月20日から改定施行する。

この規約は、平成29年4月21日から改定施行する。

価格調査評価監視委員会委員名簿（五十音順）

齊藤 浩司	齊藤浩司公認会計士事務所 公認会計士
榊原 渉	(株)野村総合研究所 コンサルティング事業本部 統括部長
塩田 克彦	(公社)日本建築積算協会顧問
關 豊	AZ サーベイ (株) 執行役員技師長 博士 (工学)
寺沢 剛	元会計検査院第5局長
渡部 正	日本大学 生産工学部 土木工学科 特任教授 博士 (工学)